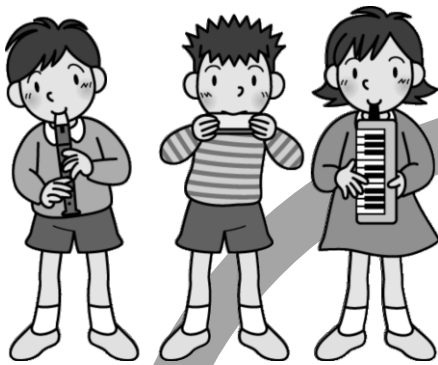


せいしょうたい

# 青少対ってなあに？

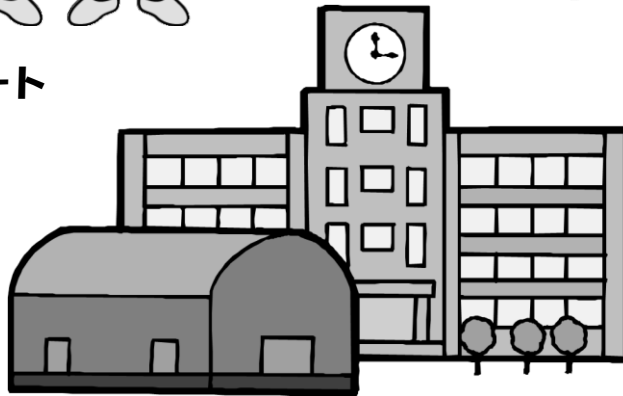
～学校・家庭・地域が互いを育て合い、子どもを支えます～



コンサート



キャンプ



クリーン作戦



防犯パトロール

## 小平市教育委員会

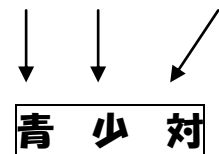
# 1 <sup>せいしょうたい</sup> 青少対とは

青少年対策〇〇小地区委員会の略称で、小学校区ごとに現在19の地区委員会が、地域の青少年の健やかな成長を願って活動しています。

行政協力団体として、小平市の補助金に基づき、市と協働して地域の青少年健全育成のための取組を推進しています。

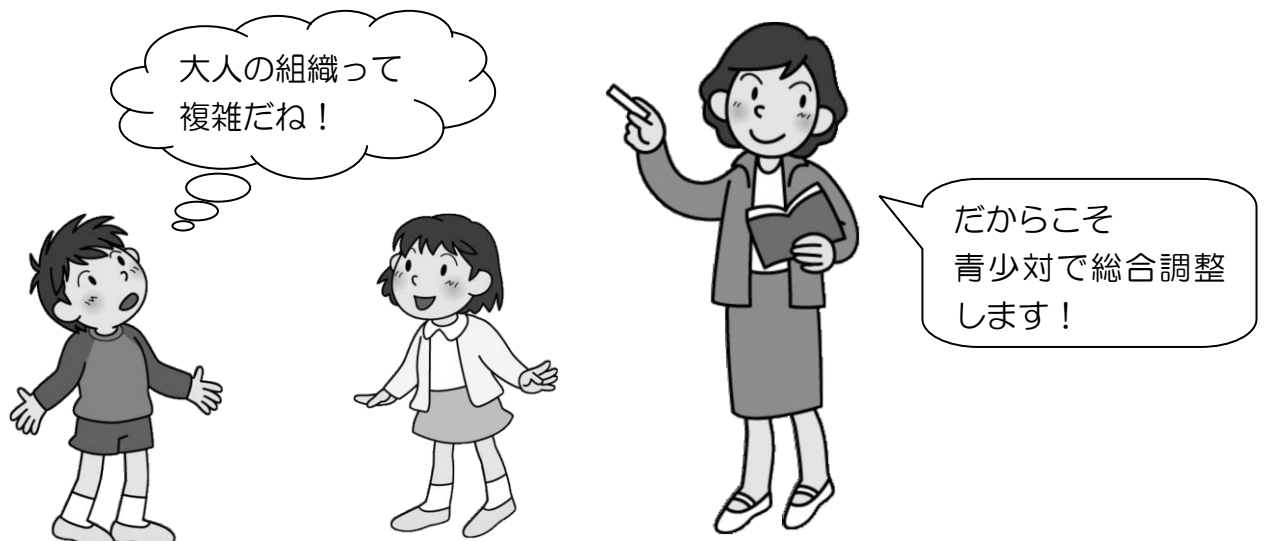
また、学校と連携・協働し、学校の教育活動を支援する地域の「学校サポーター」としても大きな役割を担っています。

## 青 少 年 対 策 〇 〇 小 地 区 委 員 会



青少対の主な役割として…

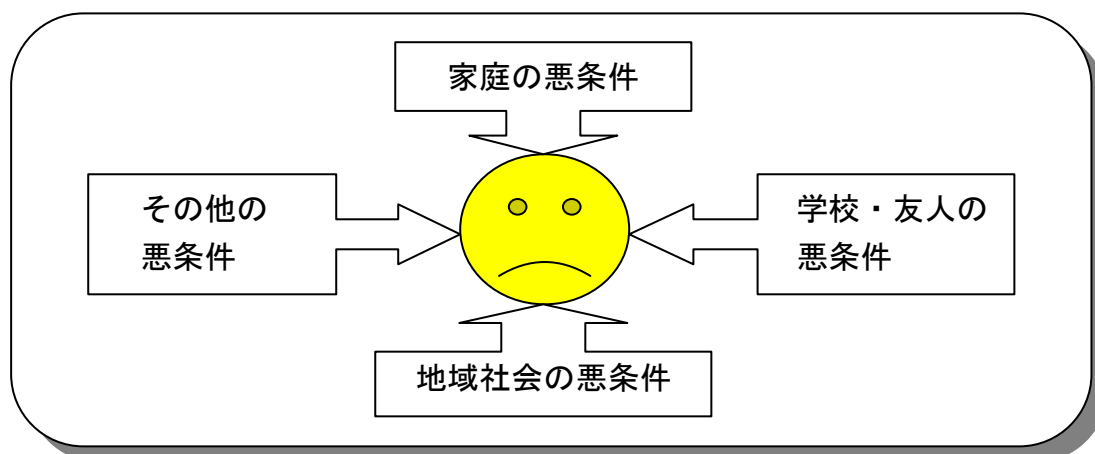
- 1 青少年の健全育成のために、青少年の周辺にある諸問題について話しあい、その解決に努める。
- 2 地域の関係組織の活動が重複したりしないように連絡調整を行う。



## 2 青少年対策とは

青少年をとりまく環境には、青少年の健全な成長・発達を妨げるいろいろな要因があります。

そうした青少年の健全な成長を妨げる心理的なものから物質的なものまでの諸条件（これを青少年にかかわる問題＝青少年問題と呼んでいます。）を解決し、健全育成のための実践活動を行うことが青少年対策です。

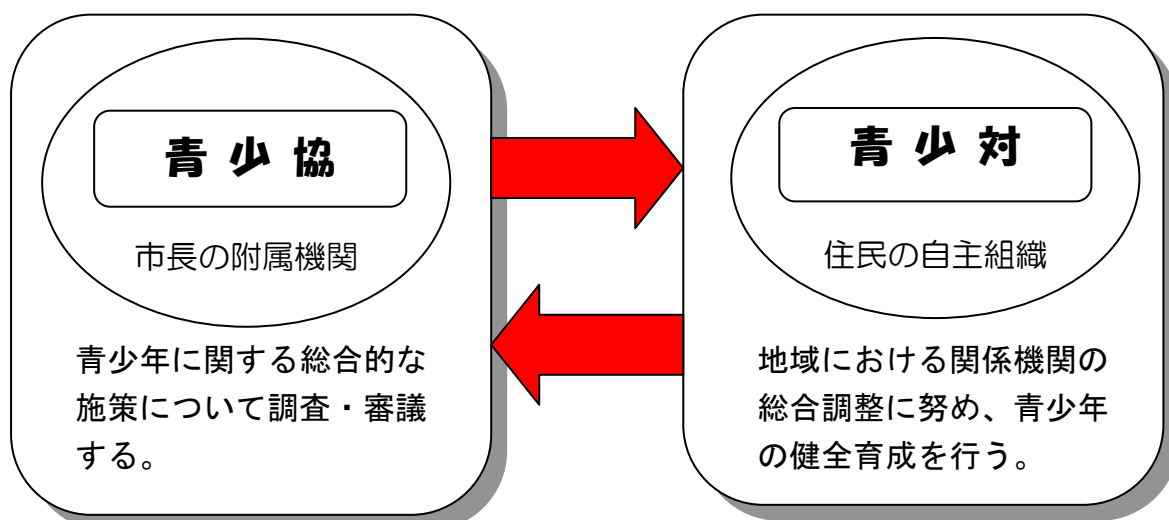


## 3 青少協と青少対

「青少協」とは、青少年問題協議会の略称です。小平市の青少協は、学識経験者、児童相談所や警察署など関係行政機関の職員、公募市民などの委員から構成されています。市長の附属機関として、青少年に関する総合的な施策について調査・審議したり、施策を適切に実施するための関係機関相互の連絡調整を図ったりしています。

「青少対」は、地域住民の自主的な組織として、地域の青少年の健全育成を目的とし、そのための対策を進めていくことが大きな役割とされています。

青少対と青少協の関係は表裏一体で、青少対は、青少協で審議されたいろいろな施策に協力し、推進します。青少協は、青少対活動をはじめとする地域の青少年健全育成の現状を踏まえて行政に意見を述べるなど、相互に連携・協力しながら青少年健全育成の仕事を進めていきます。



## 4 青少対の具体的な活動

青少対では、それぞれの地域の特徴を生かし、次の4つのことを踏まえて取組みを行っています。

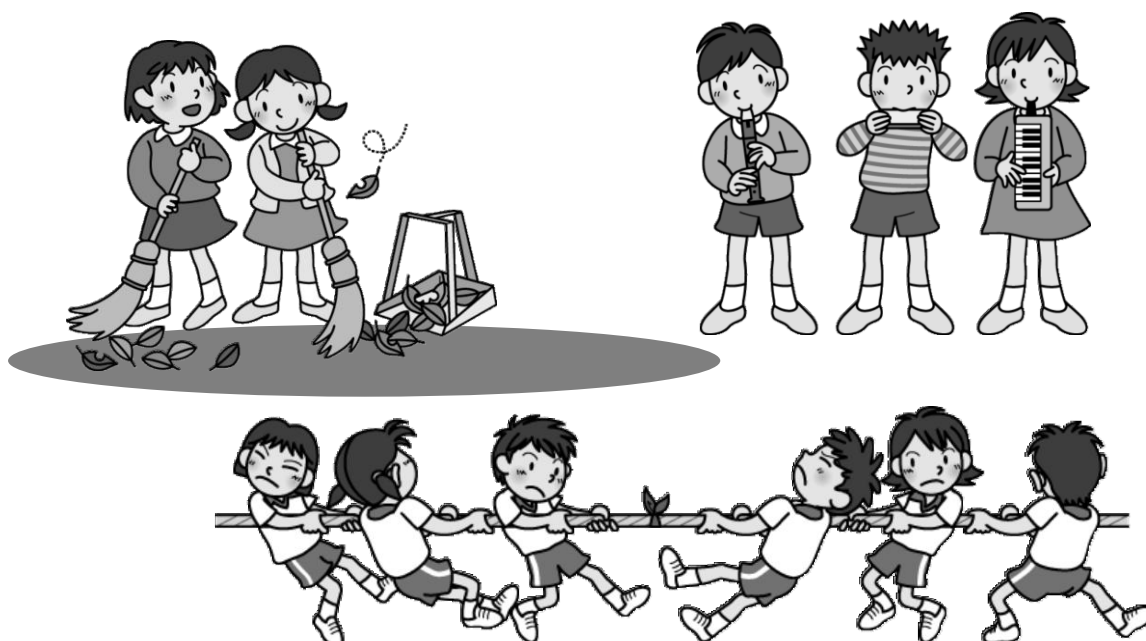
- 青少年の育成は大人ひとりひとりの責務である。
- 絶えず家庭のあり方を振り返る。
- 地域が一体となって青少年の育成に取り組む。
- 地域の健全な人間関係づくり。



### (1) 青少年の健全育成を図るためのさまざまな行事や活動

青少対まつり、スポーツ大会、コンサート、クリーン作戦 など

- ・学校・PTA・商店などが一体となった地域行事や活動
- ・体育・レクリエーションなどの奨励



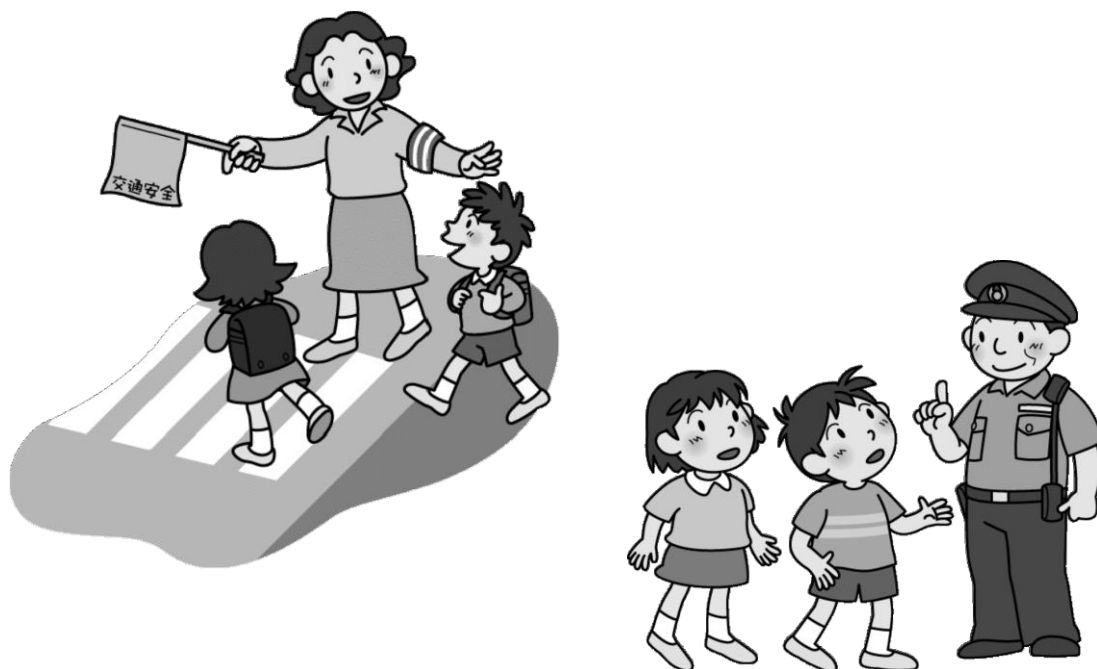
(2) 家庭の健全化を図るための活動

保護者向けの学習会、家族のふれあいの大切さを啓発する事業 など



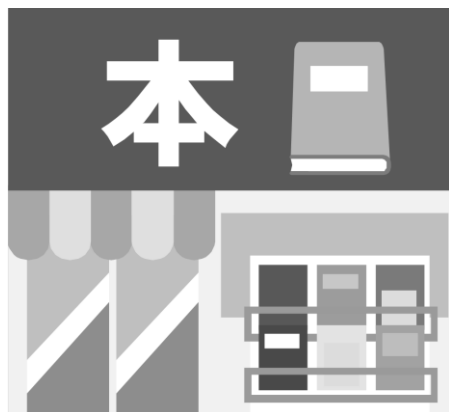
(3) 青少年の非行防止や事故防止のための活動

非行防止ポスター等の作成・掲示、非行防止パトロール活動  
登下校の見守りあいさつ活動、安全パトロール活動 など



#### (4) 社会環境の浄化を図るための活動

不健全図書・ビデオ等の追放活動、雑誌自動販売機・不健全掲示物の調査 など



#### (5) その他、会の目的を達成するための活動

青少年スタッフ・保護者等向けの講演会・研修会・学習活動  
機関紙発行、青少年対のPR活動 など



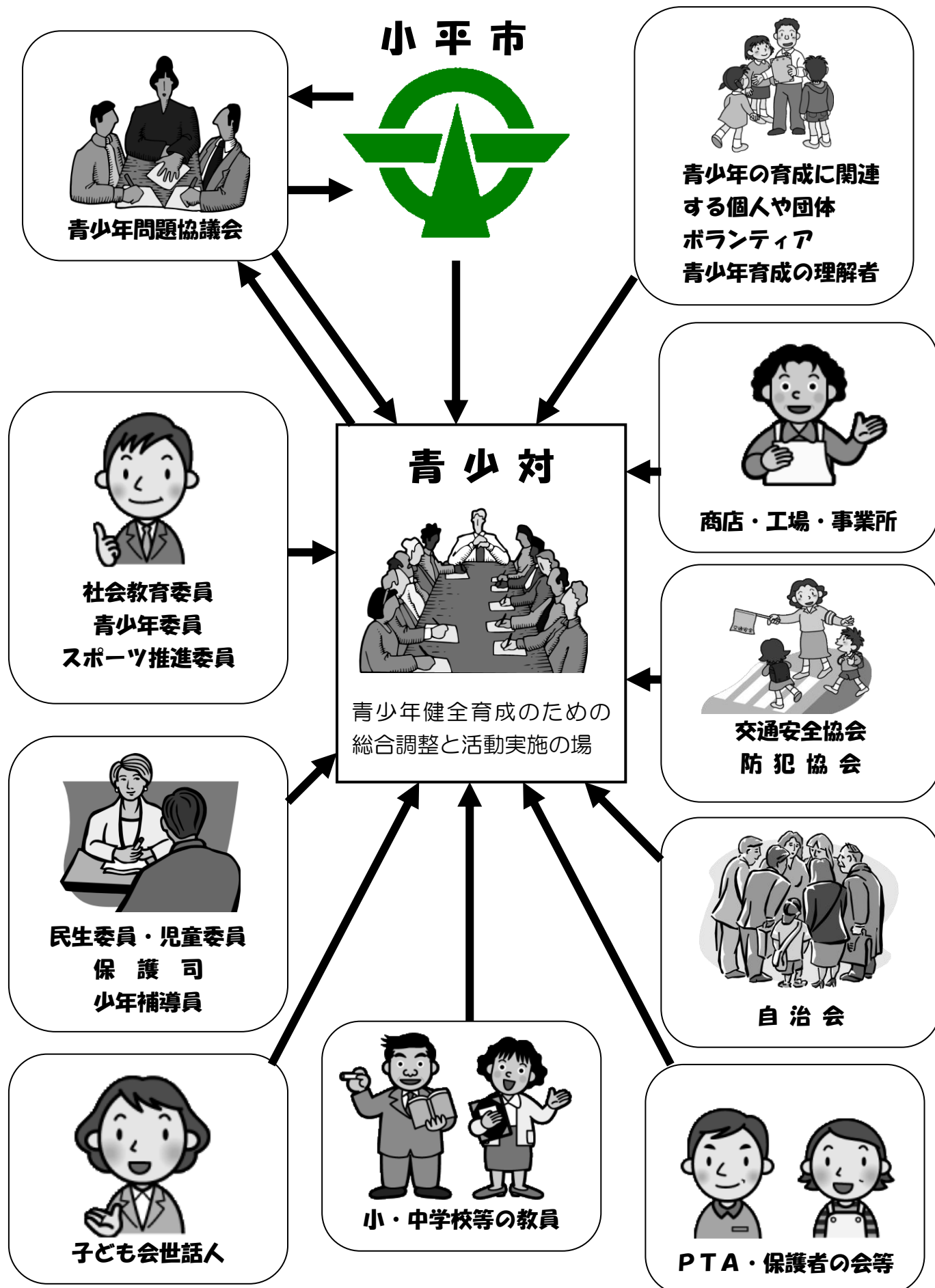
青少年対活動にご協力をお願いします！

## 6 青少年対の委員

地区内の有志、自治会、商店会、子ども会、教職員、PTA関係者、民生委員・児童委員、保護司、青少年委員などをはじめ、青少年の健全育成に理解と関心を持ち、青少年対活動に参加できる方なら、どなたでも委員になれます。

このように、青少年対はいろいろな分野の関係者に集まっていただくこととなります。それは青少年の問題がそれだけ幅広い分野にまたがっているからであり、いろいろな人々の理解と協力がなければ青少年対策を進めていくことができないからです。

～学校・家庭・地域が互いを育て合い、子どもを支えます～



## ○社会教育委員

社会教育に関し、教育委員会に助言する付属機関で、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に対する意見、これらに必要な調査研究などを職務としています。



## ○青少年委員

市の青少年教育への協力や、地域の青少年活動の支援、実技指導などを行っています。

## ○スポーツ推進委員

スポーツ振興のため、市民へのスポーツの実技指導、その他スポーツ・レクリエーション活動に関する指導助言を行います。

## ○民生委員・児童委員

民生委員法によって民生委員が児童委員を兼務し、地域の子ども達が元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。



## ○保護司

保護監察官と協力して、家庭裁判所で保護観察処分を受けたり、少年院を仮退院となった少年などに対して更生するように指導・支援を行います。

## ○少年補導員

少年の非行を早期に発見して補導したり、放置しておくとも非行をする恐れのある少年を保護し、相談に応じたりします。



## ○子ども会世話人

地域の子どもたちが集まって自主的に活動できるよう援助しています。日頃の活動を通じて、子どもたちを見守っています。



## ○小・中学校等の教員

青少年問題を解決していくうえで、教育の問題を抜きにしては考えられません。学校教育に直接たずさわる人々の協力は欠かせないものであり、専門的な立場からの指導助言は大切です。



## ○PTA・保護者の会等

社会教育団体としてのPTA・保護者の会等は、保護者と教師が協力してよい教育環境を整えていくことを目的としており、地域の青少年問題を考えるとき、PTA・保護者の会等の協力が必要です。



## ○自治会

自治会は地域の日常的な生活上の諸問題を解決していくために組織され、その問題の中には地域の青少年の問題も含まれています。自治会には地域の多くの人々が参加しているため、青少年問題の対策を地域に広げていくうえで、大切な役割を担っています。



## ○交通安全協会

交通道徳を高め、交通事故を防止するため関係機関及び諸団体と協力して、交通安全の指導や交通環境の整備、改善等を行います。



## ○防犯協会

地域住民の自主的な組織として防犯活動を実施し、警察と協力して犯罪のない社会を作ることを目指します。

## ○商店・工場・事業所

青少年の生活は地域の商店、工場、事業所とも深く結びついており、地域ぐるみで青少年の健全育成を進めるためには、協力が必要です。



## ○青少年の育成に関連する個人や団体・ボランティア 青少年育成の理解者

地域の青少年対策には、青少年の育成に深い理解と関心をもつ個人や諸団体などの意見や考え方を取り入れていくことが必要です。そのような考え方があってこそ、地域住民の総意に基づく市民組織といえるでしょう。



青少対の活動は 地域全体で青少年を見守り、はぐくむ取組です。

児童・生徒、保護者、地域の方など さまざまな世代がつどい、地域のつながりをつくることができる場ともなっています。

青少対ってなあに？

平成30年3月発行

編集・発行

小平市教育委員会教育部地域学習支援課

小平市小川町2丁目1333番地

電話 042-346-9834